

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（衆第二号）（衆議院提出） 要旨

本法律案は、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称を変更するとともに、当分の間の措置として、アフリカ豚熱に係る予防的殺処分を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更することとする。

二、アフリカ豚熱に関する特例

1 アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するための予防的殺処分

農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合において、第三章の規定並びに2のイ及びロにより講じられる措置のみによってはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、やむを得ないと認めるときは、患畜及び疑似

患畜以外の家畜を殺す必要がある地域及びその家畜を指定することができることとする。

2 家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の防止

イ 家畜等の移動の制限、家畜の放牧等の制限、消毒、通行の制限及び遮断その他の家畜伝染病のまん延の防止のための措置について、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても講ずることができることとする。

ロ 飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告及び命令について、当分の間、家畜におけるアフリカ豚熱のまん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）を防止するため必要がある場合においても行うことができるようにすることとする。

ハ イの通行の制限若しくは遮断又はロの命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処することとする。

三、 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、二の二のハは、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとする。